

# でんししょうめいしょ 電子証明書      りよう あんない 利用のご案内

## 1 電子証明書について

電子証明書とは オンラインで 本人であることを 電子的に 証明するものです。

マイナンバーカードの 電子証明書は、2種類 あります。

(署名用電子証明書 と 利用者証明用電子証明書)

カードの 電子証明書は 必要な人だけ 使うことができます。

マイナンバーカードの 申請のときに 電子証明書の 必要・不要を 選ぶことができます。

マイナンバーカードを もらった後でも 電子証明書の 必要・不要は 変えることができます。

※電子証明書の手続きは、本人だけ することができます。

### ① 署名用電子証明書：英大文字数字含む6文字以上16文字以下の暗証番号

インターネット等で 電子文書を 送るときなどに 利用します。

(例：e-Tax電子申告、ぴったりサービスから 行う子育てに関する電子申請など)

※15歳未満の 人には 発行 されません。

### ② 利用者証明用電子証明書：数字4桁の暗証番号

インターネットサイトや コンビニ端末等に ログインするときに 利用します。

(例：マイナポータルへのログイン、コンビニで公的な証明書をもらうときなど)

《家のパソコンで電子証明書をを使うときには、次の準備が必要です。》

- パソコンに「利用者クライアントソフト※1」をインストール
- ICカードリーダー※2をパソコンにつなげる

または ICカードリーダーの代わりにスマートフォン※3のリーダーモードを使い、パソコンにつなげる

※1. 公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)でダウンロードできます(無料)。

※2. 同サイトから「マイナンバーカードに対応したICカードリーダー一覧」をご確認ください。

※3. 同サイトから「マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン一覧」をご確認ください。

《スマートフォンで電子証明書を利用する方法》

- NFCに対応したスマートフォンのみ利用できます。上記※2
- NFC対応スマートフォンでもICチップを読み込む位置が機種によって違います。

## 2 暗証番号(変更・再設定・ロック解除)

①電子証明書はマイナンバーカードをスマートフォンにかざすかICカードリーダーにセットして設定した暗証番号を入力することで使うことができます。

②署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回、暗証番号を間違えると使えなくなります。使えるようにするには住民票のある市区町村の窓口に来てもらう必要があります。

## 3 署名用電子証明書を使えなくなるとき

引越しゃ結婚等により氏名・住所等が変わると署名用電子証明書は自動的に使えなくなります。引越しゃ結婚の手続きと一緒に新しい署名用電子

しょうめいしょ はっこう しょうめいしょ しょうめいしょ しょうめいしょ しょうめいしょ  
証明書の発行を してください。利用者証明用電子証明書は 氏名・住所等が

かわっても つか つか  
変わっても 使えなくなることはありません。

## 4 電子証明書の有効期間と更新

① 電子証明書の有効期間は 電子証明書の発行日から 5回目の誕生日まで で

す。ただし 5回目の誕生日より前に カードの有効期間が 切れる場合は 電子証明書の有効期間は カードの有効期限まで です。

カードの表面に 電子証明書の有効期限を 書く欄があります。自分で有効期限を 書いてください。

② 電子証明書は 有効期間満了の3ヶ月前の1日後から 更新することができます。

住民票のある市区町村の窓口で 申請してください。

## 5 電子証明書を使うことをやめる

電子証明書を 使うことを やめたい場合は、電子証明書を 使えなくすることを

住民票のある市区町村の窓口で 申請してください。

## 6 電子証明書に関する情報サイト

- 公的個人認証サービスポータルサイト

<http://www.jpki.go.jp>